

秦野市役所本庁舎耐震改修事業プロポーザル

実施要領

平成26年9月

神奈川県秦野市



～夢・希望！ 未来へつなごう～
秦野市は、平成27年1月1日に、市制施行60周年を迎えます。

(目 次)

【全般事項】

1	プロポーザルの目的	1	ページ
2	プロポーザルの概要	1	ページ
3	プロポーザルのスケジュール	2	ページ
4	プロポーザル参加者の資格要件等	3	ページ

【参加手続き】

5	一次審査に係る手続き	5	ページ
6	二次審査に係る手続き	7	ページ

【審査】

7	審査方法等	10	ページ
---	-------	----	-----

【契約】

8	参加報償	11	ページ
9	契約候補者の決定	11	ページ
10	失格事項	11	ページ
11	契約の成立要件等	12	ページ
12	契約金額	12	ページ

【その他】

13	契約の保証	13	ページ
14	支払い条件	13	ページ
15	参加辞退	13	ページ
16	その他留意事項	13	ページ
17	事務局	14	ページ

1 プロポーザルの目的

秦野市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）は、昭和44年に建設され築45年が経過し、平成25年度に実施した耐震診断結果では、耐震改修促進法で求められる耐震性能を確保していないことが判明し、速やかな耐震対策の推進が求められています。

そこで、今回の耐震診断結果を踏まえ、大地震時における来庁者の安全確保、行政機能及び議会機能の維持、庁舎機能の保全のために必要な耐震性能を確保するための耐震改修工事を施工します。

耐震改修工事には、設計及び施工に高度な技術力と施工性が求められ、耐震改修促進法で求める耐震性能を確保しながら、市民サービスの低下、工事中の窓口業務や周辺環境への影響を最小限にした中で、安全かつコストの削減を図れる工法を選定する必要があります。

近年、耐震改修工法の技術が進歩し、多様化が進んでいることから、予め工法の特定はせず、本庁舎に最も適した工法を選定するため、設計・施工一括発注により、民間の優れた技術提案を求める公募型プロポーザル方式で業者選定を行います。

2 プロポーザルの概要

(1) 事業名称

秦野市役所本庁舎耐震改修事業プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 事業内容

本プロポーザルの対象とする事業内容は、秦野市役所本庁舎耐震改修事業プロポーザル要求水準書（以下「要求水準書」という。）に示す、本庁舎の耐震安全性向上のための改修等に係る以下の事業を実施するための実施設計、施工及び工事監理に関する技術提案とします。

ア 本庁舎の耐震改修工事

イ アに伴って発生する関連工事等

ウ その他施設経営の観点から有効と考えられる工事等

(3) 契約上限額

(2) ア及びイに係る設計、施工及び工事監理を合わせた契約金額は、10億円を上限（消費税及び地方消費税を除く）とします。

(2) ウの事業については、別途提案とし、工事等の費用は上記金額に含めず提案してください。

(4) 事業予定

ア 実施設計（各種評定及び認定手続期間を含む。）

平成27年度

イ 耐震改修工事等（(2)のアからウまでの全事業が対象）

平成28年度（完了期限は平成29年3月15日まで）

※ 事業予定期間は、本市の見込みであり、短期間であることが望ましいですが、合理的かつ正当な理由があれば、事業予定期限内外であっても、提案内容を拘束するものではありません。

3 プロポーザルのスケジュール（予定）

(1) 一次審査

ア 実施要領公表・参加申込受付開始	平成26年 9月22日（月）
イ 質問締切り	10月 7日（火）
ウ 質問に対する回答	10月15日（水）
エ 参加申込書提出期限	10月20日（月）
オ 審査会の開催	10月30日（木）
カ 審査結果通知	11月上旬
キ 審査結果公表	11月上旬

(2) 二次審査

ア 現地説明会・資料の貸出	平成26年11月12日（水）
イ 本庁舎内の調査期間	11月18日（火）～11月21日（金）
ウ 質問締切り	12月 3日（水）
エ 質問に対する回答	12月12日（金）
オ 技術提案書提出期限	平成27年 1月23日（金）
カ ヒアリング（審査会の開催）	2月中旬
キ 審査結果通知・公表	2月下旬

※ 二次審査以降の詳細スケジュールは、一次審査合格者に対し、別途連絡します。

4 プロポーザル参加者の資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出期限日から契約候補者決定までの間の全期間に渡って、次に掲げる要件を全て満たす者となります。

(1) 共同企業体として参加することとし、構成員は2者とする（2者のうち1者を代表構成員とする。）。

(2) 共同企業体の結成は、自由意志にゆだねる自主結成方式とする。

(3) 代表構成員の出資比率は、構成員中、最大出資比率とし、構成員の出資比率は、総出資額の30%未満であってはならない。

(4) 代表構成員及び構成員に共通する要件

ア 代表構成員及び構成員は、平成25・26年度秦野市競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されていること。

イ 建築一式工事に係る有効な経営事項審査結果通知を受けていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成21年4月1日施行）に基づく停止措置の期間中の者でないこと。

オ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。

キ 秦野市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）に基づく入札への排除措置を受けていないこと。

ク 本プロポーザルの他の共同企業体の構成員でないこと。

(5) 代表構成員の要件

ア 平成25・26年度秦野市競争入札参加資格者名簿登録時の建築一式工事に係る経営事項審査総合評定値が、1200点以上であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく、建築工事業における特定建設業許可を受けていること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、一級建築士が3名以上の事務所

であること。

エ 単独又は共同企業体により、平成16年度以降に、官公庁発注の延床面積の合計が3,500㎡以上かつ建物階数が3階以上である官公庁庁舎（RC・SRC造）について、免震、制震、耐震補強等による耐震改修工事の元請施工実績があること。（現在施工中の工事を含む。）

オ 実施設計業務における技術者として、次の要件を全て満たす者を配置できること。

(ア) 構造設計一級建築士又は一級建築士

(イ) 常勤の自社社員で本プロポーザル募集開始日前3か月以上の雇用関係がある者

(ウ) 平成16年度以降、免震、制震、耐震補強等による耐震改修工事の設計経験を有する者

(エ) 本業務に専任で配置できる者（実施設計に着手し、関連する諸手続きが終了するまでの間に限る。）

カ 耐震改修工事における監理技術者として、次の要件を全て満たす者を配置できること。

(ア) 1級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有する監理技術者

(イ) 常勤の自社社員で本プロポーザル募集開始日前3か月以上の雇用関係がある者

(ウ) 有効な監理技術者講習修了証を有する者

(エ) 平成16年度以降、免震、制震、耐震補強等による耐震改修工事の監理技術者としての従事経験を有する者

(オ) 本工事に専任で配置できる者（工事期間中に限る。）

(カ) 設計業務技術者と兼任しないこと。

キ 耐震改修工事における工事監理者として、次の要件を全て満たす者を配置できること。

(ア) 構造設計一級建築士又は一級建築士

(イ) 常勤の自社社員で本プロポーザル募集開始日前3か月以上の雇用関係がある者

(ウ) 平成16年度以降、免震、制震、耐震補強等による耐震改修工事の設計又は工事監理経験を有する者

- (エ) 本業務に専任で配置できること。(工事期間中に限る。)
- (オ) 設計業務技術者又は監理技術者と兼任しないこと。
- (6) その他の構成員の要件
 - ア 秦野市内に本店を有する者であること。
 - イ 耐震改修工事の技術者として、次の要件を全て満たす者を配置できること。
 - (ア) 建築一式工事に係る国家資格を有する主任技術者
 - (イ) 常勤の自社社員で本プロポーザル募集開始日前3か月以上の雇用関係がある者
 - (ウ) 本業務に専任で配置できること。(工事期間中に限る。)
 - ウ 建築一式工事の施工実績があること。

5 一次審査に係る手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、提出期限までに次に掲げる書類を提出してください。

様式番号	様式名称
様式第1号	秦野市役所本庁舎耐震改修事業プロポーザル参加申込書
様式第2-1号 様式第2-2号 様式第2-3号	特定建設工事共同企業体プロポーザル参加資格審査申請書 特定建設工事共同企業体協定書 委任状(構成員から代表構成員へ)
様式第3号	会社概要書 【添付書類】 ①一級建築士事務所の登録が確認できる証明書 ②特定建設業の許可が確認できる証明書 ③会社の沿革等がわかる書類(パンフレット可)
様式第4号	耐震改修工事实績表 【添付書類】 ①コリンズ工事カルテ又は契約書写し
様式第5号	類似業務受注実績表 【添付書類】 ①コリンズ工事カルテ又は契約書写し ②図面等の写し
様式第6号	本プロポーザル参加に当たってのコンセプト
様式第7号	配置予定技術者調書 ※配置予定技術者の候補者として、次の①～③に掲げる技術者をそれぞれ最大3名まで調書に記入すること。 ①実施設計業務技術者 ②監理技術者 ③工事監理者 【添付書類】各共通

	①コリンズ工事カルテ、法令による資格免状の写し ②現場代理人（技術者）専任通知書等の写し ③雇用関係を証明する書類の写し（健康保険証ほか）
--	---

(2) 提出期限

平成26年10月20日（月）まで

※提出時間帯は、土日祝を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間

(3) 提出部数及び記述方法

ア 提出書類は、簡易なA4ファイルを一冊として、各15部（正本1部、写し14部）を提出してください。

ただし、様式第1号、2-1号、2-2号、2-3号、3号及び全ての添付書類は、各1部とし、正本ファイルのみに綴じてください。

また、全てのA4ファイルには、参加者の名称を特定できる文字・マーク等の記入はしないでください。

イ 様式第1号、2-1号、2-3号、3号は、A4片面印刷により各1枚で記述してください。

ウ 様式第2-2号は、A4両面印刷の2枚で記述してください。

エ 様式第4号、5号は、A4片面印刷により各2枚以内で記述してください。

オ 様式第6号は、A3横片面印刷により1枚で記述してください。

イラスト・写真等の記述も認めますが、参加者の名称を特定できる文字・マーク等の記入はしないでください。

カ 様式第7号は、A4片面印刷により9枚以内（候補者が1名ずつの場合は3枚以内、候補者が3名ずつの場合は9枚以内）で記述してください。

(4) 提出方法

事務局まで直接持参してください。

(5) 一次審査に関する質問

実施要領等に不明な点がある場合は、様式第11号（質問書）により、平成26年10月7日（火）午後5時までに事務局へ電子メールにより問い合わせしてください。なお、電子メールの送信後に、必ず電話で着信の確認をしてください。

(6) 一次審査に関する質問の回答

平成26年10月15日（水）正午までに電子メールにて質問者に回答します。※市ホームページでも質問及び回答の内容を公表します。

(7) 一次審査の実施

平成26年10月30日(木)に「7 審査方法等」により実施します。

(8) 一次審査結果の通知

平成26年11月上旬に、参加申込者全員に郵送で「一次審査の可否通知」を送付します。なお、審査結果に関する問い合わせには、一切応じませんのでご承知ください。

(9) 一次審査結果の公表

平成26年11月上旬に、秦野市ホームページにおいて参加申込者数及び一次審査の合格者数を公表します。

6 二次審査に係る手続き

(1) 現地説明会の開催

ア 日時 平成26年11月12日(水) ※時間は事務局の指定による

イ 参加者人数 1者当たり最大5名まで

※詳細は一次審査合格者に対し別途連絡します。

(2) 資料の貸出

資料の貸出は、上記現地説明会の際に行い、返却は二次審査に係る技術提案書の提出時とします。

【貸出資料一覧】 ※CD等の媒体による貸出

番号	年月	資料名称	設計者名等
1	S43.4	秦野市庁舎新築工事設計図(建築工事)	(株)内藤建築事務所
2	S43.4	秦野市庁舎新築工事設計図(空調衛生工事)	(株)内藤建築事務所
3	S43.4	秦野市庁舎新築工事設計図(電気工事)	(株)内藤建築事務所
4	S43.8~	秦野市庁舎新築工事 空調換気設備工事	日立製作所
5	S44.1~	秦野市庁舎新築工事 給排水衛生設備工事	日立製作所
6	S43.10~	秦野市庁舎新築工事 電気設備工事	(株)共栄社
7	S43.7	秦野市庁舎新築工事 地盤調査報告書	鶴見ボーリング(株)
8	H10.8	秦野市本庁舎耐震補強工事竣工図	(株)KR建築研究所
9	H26.3	平成25年度秦野市役所本庁舎耐震診断等委託業務報告書及び評定資料	Ken's House 一級建築士事務所
10	S52~H25	秦野市本庁舎営繕工事設計図一式	秦野市 建築住宅課等
11	H2.6	平成2年度秦野市役所分庁舎建築工事	秦野市 建築課
12	H15.1	秦野市役所西庁舎改修(建築)工事	(有)久保寺敏郎都市・ 建築設計事務所

※11, 12の資料については、仮設庁舎等への移転計画の参考にして下さい

(3) 本庁舎内の調査

- ア 調査期間 平成26年11月18日(火)～11月21日(金)
※ 時間は午前9時から午後5時まで
- イ 注意事項 本庁舎内の調査が必要な場合は、一次審査合格通知を受けた後、事務局へ申し出て、スケジュール調整を行い実施してください。

(4) 提出書類

一次審査合格者は、提出期限までに次に掲げる書類を提出してください。なお、技術提案書の提出は1者当たり1案とします。

インデックス	様式番号	様式名称
提案書かがみ	様式第8-1号	技術提案書
a	様式第8-2号	耐震改修工法についての技術提案
b	様式第8-3号	工事施工中の配慮について
c	様式第8-4号	工事施工後の影響・環境対策について
d	様式第8-5号	地元貢献・その他提案(別途工事等)について
e	—	設計及び工事施工に係る概略工程表
f	—	平面図、立面図、断面図、構造図、補強箇所がわかる図面
g	様式第9-1号	設計費、工事費及び工事監理費価格提案書
h	様式第9-2号	設計費、工事費及び工事監理費価格提案書の内訳

(5) 提出期限

平成27年1月23日(金)まで

※提出時間帯は、土日祝を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間

(6) 提出部数及び記述方法

ア 提出書類は、上表に示す順序で製本し、インデックス(提案書かがみ、a～h)を付け、簡易なA4ファイルを一冊として各15部(正本1部、写し14部)を提出してください。

ただし、様式第8-1号及び9-1号は各1部とし、正本ファイルのみに綴じてください。

また、全てのA4ファイル及び様式第8-1号及び9-1号以外の様式には、参加者の名称を特定できる文字・マーク等の記入はしないでください。

イ a～dは、A3横片面印刷により、イラスト・写真等を用いて記述

してください。

枚数は、a・bは各2枚以内、c・dは各1枚以内とします。

ウ eは、A3横片面印刷1枚により、設計及び工事の概略工程のほか、「工事の時間帯・工事実施曜日の考え方」、「仮設庁舎等への移転の考え方」、「各種評定及び認定の時期」も記入してください。

エ fは、A3横片面印刷により、イラスト・写真等を用いて10枚以内で記述してください。

オ gは、実施設計費、耐震改修計画作成費、各種調査費、総合仮設費、耐震改修工事費、工事監理費、仮移転費、耐震改修工事に伴う設備工事費（電気設備、電話設備、LAN配線設備費（秦野市指定業者に限る）、空調工事、給排水設備等）を含めた金額（消費税及び地方消費税を除く）を記載してください。

カ hは、gの内訳を記入し、必要に応じて項目を加除してください。なお、hの合計はgの提案金額と同額としてください。

キ a～f及びhは、PDFデータをCD-Rで1部提出してください。

(7) 提出方法

事務局まで直接持参してください。

(8) 二次審査に関する質問

実施要領等に不明な点がある場合は、様式第11号（質問書）により、平成26年12月3日（水）午後5時までに事務局へ電子メールにより問い合わせしてください。なお、電子メールの送信後に、必ず電話で着信の確認をしてください。

(9) 二次審査に関する質問の回答

平成26年12月12日（金）正午までに電子メールにて質問者に回答します。※市ホームページでも質問及び回答の内容を公表します。

(10) ヒアリング

提出された技術提案書については、ヒアリングを実施します。

ア 日時	平成27年2月中旬	※詳細は別途連絡
イ 場所	秦野市役所本庁舎内	※詳細は別途連絡
ウ 持ち時間	説明で30分以内、質疑応答で15分以内とします。	
エ 出席者数	5名以内としますが、設計業務技術者及び施工現場に配置予定の技術者から各1名は出席してください。	

オ 注意事項

- (ア) 説明時に P o w e r P o i n t を使用した説明及び A 1 パネル 3 枚までの展示は認めますが、技術提案書に記載した内容のみを使用してください。
- (イ) 動画の使用、模型の展示及び審査委員への追加資料の配布は認めません。
- (ウ) P o w e r P o i n t を使用して説明する場合は、電源及びスクリーン（縦 120 cm、横 160 cm）のみ事務局で用意しますが、その他のパソコン、プロジェクター等の必要機器は、参加者が持ち込みで対応してください。
- (エ) ヒアリングの順番は、技術提案書提出時にくじ引きで決定します。

(11) 二次審査の実施

平成 2 7 年 2 月中旬（ヒアリング日と同日）に、「7 審査方法等」により実施します。

7 審査方法等

本プロポーザルに係る一次審査、ヒアリング及び二次審査の評価等は、秦野市役所本庁舎耐震改修事業に係る企画提案型事業審査会（以下「審査会」という。）が、秦野市役所本庁舎耐震改修事業プロポーザル審査基準書（以下「審査基準書」という。）に基づき行います。

(1) 審査会

審査会は、秦野市本庁舎耐震対策有識者会議の参加者と市職員の合同により組織します。

なお、本プロポーザルに関する事項について、委員との接触は一切禁止します。

(2) 一次審査の実施

ア 本実施要領で定めた参加資格審査申請書等について事務局が確認を行います。

イ 委員は、様式第 4 号から 7 号について、審査基準書に基づいて採点を行います。

ウ イの採点結果をもとに、一次審査合格者（5 者）を決定します。

(3) 二次審査の実施

ア 本実施要領で定めた技術提案書等の資料について事務局が確認を行います。

イ 委員は、二次審査の提出書類の a～f 及び h と、ヒアリングをもって、審査基準書に基づいて採点を行います。

ウ 各委員の採点結果から、一次審査及び二次審査の合計で最高得点を得た者を最優秀提案者に決定し、最優秀提案者の次に高得点を得た者を優秀提案者とします。

エ 最高得点者が2者以上となった場合は、二次審査の得点が高い者を上位者とします。

(4) 参加申込者又は技術提案者が1者の場合について

一次審査及び二次審査において、実施要領及び要求水準書に求める要件を満たす場合は、その1者を契約候補者として決定します。

8 参加報償

技術提案書を提出し、ヒアリングを実施した参加者には、技術提案書作成費として、1者当たり20万円を支払います。ただし、契約候補者として選定された者及び失格者は対象外とします。

※ 支払時期等の詳細は別途連絡します。

9 契約候補者の決定

市は、審査会による最優秀提案者及び優秀提案者の選定結果をもとに、契約候補者及び次点者を決定し、最優秀提案者を契約交渉の相手方とします。ただし、最優秀提案者が辞退、その他の理由で仮契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とします。

市は、契約候補者及び次点者を決定した場合、その結果を平成27年2月下旬に技術提案書提出者のうち、ヒアリングを実施した者に通知するとともに市ホームページ等を通じて結果を公表します。

10 失格事項

(1) 次のいずれか一つに該当する場合は、本プロポーザル参加者を失格とします。

ア 審査の公平性に影響のある行為があったと認められる場合。

イ 提出した参加申込書、技術提案書等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合。

- ウ 本プロポーザルに関する事項について、審査委員への接触が認められた場合。
 - エ 要求水準書の「必須項目」の内容を満たしていない場合。
 - オ 参加資格要件等の内容を満たしていないことが判明した場合。
- (2) 次のいずれか一つに該当する場合は、本プロポーザル参加者を失格とする場合があります。
- ア 提出書類の記述方法等が適合しない場合。
 - イ 提出書類が指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
 - ウ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - エ ヒアリング等で許容された表現方法以外の表現を使用した場合。

11 契約の成立要件等

契約の成立については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第32号）の規定により秦野市議会の議決を要します。したがって、本契約の締結までは、契約候補者との契約を保証するものではなく、契約に至らなかった場合でも、本市はその損害賠償の責を負いません。

なお、本プロポーザルに関する事業の予算措置及び契約については、平成27年3月議会において予算案を上程し、同年4月に仮契約、同年6月議会における議決を経て本契約を予定しています。

12 契約金額

契約金額は、提案金額を超えることはありません。ただし、本実施要領の2(2)ウで掲げる提案（別途工事等）を採用する場合は、その金額を加えることとします。

なお、消費税及び地方消費税の取り扱いについては、仮契約交渉の際に関連法律等との適合を図ったうえで調整します。

13 契約の保証

本契約の契約保証は、公共工事履行保証証券（履行ボンド）に係る金銭的保証とし、保証金額は請負契約金額の10分の1以上とします。

14 支払い条件

前払金及び部分払の支払いについては、秦野市財務規則及び秦野市契約規則の定めるところによります。

15 参加辞退

参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、様式第10号により事務局まで提出してください。参加辞退は、自由であり辞退しても以後における不利益な扱いはないものとします。

郵送により提出する場合は、書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかとし、併せて電話連絡もしてください。

16 その他留意事項

- (1) 提出された提案書は、選考以外の目的には使用しません。
- (2) 提出された提案書は、選考を行う作業に必要な範囲で複製することがあります。
- (3) 提案内容については、必要に応じてその概要を公表することがあります。
- (4) 技術提案に提案者又は提案者以外の者が所有する工業所有権を含む場合、その内容及び利用条件を明記してください。
- (5) 提出された参加申込書及び技術提案書等の変更、返却はしません。
- (6) 参加者は、本市が提供した資料等を本プロポーザルの目的以外に使用してはなりません。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (8) 天災その他止むを得ない事由により審査等が実施できない場合は、本プロポーザルのスケジュールを延期することがあります。
- (9) 実施設計業務において、詳細な地質調査、土質試験等が必要な場合は、その費用も請負契約金額に含むものとします。

- (10) 各種評定及び認定取得に必要な手数料は、請負契約金額に含むものとします。
- (11) 実際の設計・施工については、提出された提案書に記載した技術提案等に基づき、これを満たす設計・施工を行うものとします。受注者の責により、提案内容を満たす設計・施工が行われない場合は、再度の設計・施工を行うか、それが困難である場合は、契約金額の減額を行うこととし、場合によっては、損害賠償の請求を行うこともあります。

17 事務局

秦野市役所 財務部財産管理課 庁舎管理班

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号（本庁舎5階）

電話 0463-82-5121（直通） F A X 0463-82-6793

電子メール zaisan@city.hadano.kanagawa.jp